

第5 勤務時間、休日及び休暇等

職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則のうち、令和6年度に改正されたものは、次のとおりである。

<改正>

規則の名称	施行年月日	内 容
人事委員会規則13-8 (職員の勤務時間、休日及び休暇)	R7.1.26	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の施行により、フレックスタイム制が導入されたことに伴い、所要の改正を行った。
	R7.4.1	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴い、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び人事院規則の一部改正を踏まえ、関係規定の改正を行った。